

役員等報酬規程

社会福祉法人 厚生会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人厚生会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うこととする。なお、第4条1項に定める理事は除くものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うこととする。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬)

第4条 理事長及び業務執行理事に対し別表2により報酬を支払うこととする。

2 前項で定める理事を除き、理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うこととする。なお、同一日に開催された各種会議への出席及び同日にあわせて監事業務を行った場合であっても本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うこととする。

(実費弁償費)

第6条 この規程に定める報酬の支給規定に係る法人の業務に従事した場合は、その都度交通実費として5,000円を支給する。

但し、第4条1項の支給対象者は除くこととする。

(理事長及び業務執行理事の通勤手当)

第6条の2 第4条第1項の役員が出勤したとき若しくは施設外に出張したときは、交通費の実費額をその都度支給する。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、この規程に定める業務以外の法人業務に携わるために都外等に出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費に関して、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、本規程の対象外とする。

(役員等の職務証跡)

第9条 役員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿の作成に協力するものとする。

(改正)

第10条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則 (令和4年5月28日)

この規定は、令和4年4月1日に遡及して適用する。

付 則 (令和3年11月6日)

この規程は、令和3年4月1日に遡及して適用する。

平成27年10月6日 (制定)

令和 3年 4月1日 (一部改正)

[役員等報酬]

別表 1 (日額)

名 称	報 酬
理事会出席報酬	10,000円
評議員会出席報酬	10,000円

別表 2

名 称	報 酬	
理事長業務報酬(月額)	250,000円	
業務執行理事報酬(月額)	150,000円	
理事及び評議員業務報酬(日額)	10,000円	
監事監査指導報酬(日額)	会計専門職	25,000円
	その他	10,000円

別表 3 (日額)

旅 費	宿泊費	報酬	その他
実 費	20,000円	10,000円	実 費

別表 4 定款第 21 条に定める役員等の報酬等総額

役員等の報酬等総額	年額 7,000千円
-----------	------------